



宮 監 公 表 第 29 号  
平 成 28 年 12 月 20 日

宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員

山 田 義 郎  
神 戸 洋 一  
福 井 高 貞  
日 高 貞 次



### 定期監査の措置状況の公表について

平成 28 年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部局等
  - ・上下水道局
  - ・消防局
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

## 平成 28 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 28 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：消防局)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b> (総務課)</p> <p>①平成 27 年度宮崎市消防団高岡分団第 3 部車庫公共下水切替工事について、地方自治法において「契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならない」旨規定されているにもかかわらず、工事完成届を受領・確認しただけで、完成写真等による検査を行っていなかった。</p> <p>②行政財産目的外使用許可を受け飲料水販売会社等により消防局の各署所に設置された 14 基の自動販売機の電気使用料について、「行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準」(平成 16 年 10 月 8 日伺定) 及び平成 27 年 2 月 6 日公有財産事務説明会における教示に基づき、子メーター設置の場合、その月の電力量料金、燃料費調整額、再エネ賦課金及び太陽光発電促進付加金のそれぞれの適用単価を合計したものに当該自動販売機に係る 1 か月の使用電力量を乗じて得た額を請求すべきところ、電力会社からの当該署所ごとの請求額を月間総使用量で除して 1KW あたりの電力単価を算出しこの単価に当該自動販売機に係る 1 か月の使用電力量を乗じて得た額を誤って請求していた (平成 28 年 6 月分について算定したところ、12,926 円の過大徴収)。</p> <p>(警防課)</p> <p>①警防課長、北消防署長及び南消防署長は、それぞれ物品出納員として、課等に配置された備品等の管理記録を行うべきところ、警防課の備品で北消防署及び南消防署中部出張所に配置されたもの (空気ポンペ、ホース、人工呼吸訓練用人形) が</p>	<p>① 提出書類の確認を一層徹底するとともに適正な事務処理を行う。</p> <p>② 取扱基準等に基づいた電気使用料の徴収を行う。 また、誤徴収分については、自動販売機設置業者に説明した上で返納処理を速やかに行う。(平成 28 年度内)</p> <p>① 警防課で管理していた各署所の備品は、財務規則に基づいて、各署の物品出納員により適正に管理を行う。(平成 28 年度内) また、北消防署、南消防署中部出</p>

あった。また、このような備品について、北消防署長から平成 28 年 3 月 29 日付け及び平成 28 年 3 月 30 日付け、南消防署中部出張所長から平成 28 年 3 月 22 日付けで警防課長に物品の廃棄報告があったにもかかわらず、警防課長は、財務規則第 165 条に基づく物品の廃棄手続き行っていないかった。

- ②平成 27 年度消防防災フェスタ in 生目の杜開催事業に係る次の消耗品購入について、それぞれ本来 1 件の案件として契約課執行とすべきところ、財務規則第 156 条の 2 の要件範囲内に分割し原課執行により同一業者から購入していた。

ア トートバッグ等の購入。執行伺番号 34682 (契約締結伺・支出負担行為書の決裁日：平成 27 年 11 月 2 日、支出負担行為額：39,680 円)、同 34681 (契約締結伺・支出負担行為書の決裁日：平成 27 年 11 月 9 日、支出負担行為額：46,000 円)、同 34736 (契約締結伺・支出負担行為書の決裁日：平成 27 年 11 月 16 日、支出負担行為額：41,050 円)

イ 米、たくあん、小豆、菓子詰め合わせなどの購入。執行伺番号 35371 (契約締結伺・支出負担行為書の決裁日：平成 27 年 11 月 2 日、支出負担行為額：42,009 円)、同 35386 (契約締結伺・支出負担行為書の決裁日：平成 27 年 11 月 16 日、支出負担行為額：37,784 円)

- ③平成 27 年度消防活動費(宮崎)に係る備品(常備消防用 65mm ホース)の購入(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日：平成 28 年 2 月 29 日、支出負担行為額：48,600 円)、(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日：平成 28 年 3 月 8 日、支出負担行為額：48,600 円)について、本来 1 件の案件として契約課執行とすべきところ、財務規則第 156 条の 2 の要件範囲内に分割し原課執行により同一業者から購入していた。

- ④平成 27 年度宮崎市地域消防防災支援隊活動補助金に係る事務について、次のような不備があった。

出張所から廃棄報告のあった備品については、10 月 7 日に廃棄手続きを完了した。

- ②ア、イ

消防防災フェスタの企画を早期に策定し、必要とする消耗品の規格や数量を確定させ、財務規則に基づき、適正に予算執行する。

- ③ 消防活動に必要とする備品の規格や数量を確定させ、財務規則に基づき、適正に予算執行する。

- ④

ア 副市長通知（平成 27 年 4 月 1 日付け、平成 27 年度行政経費の節減及び予算の適正な執行について）により、「補助金については、補助対象経費を明確にした要綱の制定を行うとともに、内容等を十分精査したうえで、交付決定を行うこと。」とあるにもかかわらず、宮崎市地域消防防災支援隊活動補助金交付要綱第 2 条（補助対象及び補助金額）には、「(略) 支援隊の活動に係る補助金は、各支部あたり年間 30,000 円とする。」とされ、補助対象経費が定められていなかった。

イ 宮崎市地域消防防災支援隊活動補助金は 16 支部に各 30,000 円再交付されており、補助事業実績報告書には各支部の活動報告書と収支決算書が添付されているが、活動報告書の内容から用途が特定できない会議費が収支決算書に記載されており、補助金等の確定に係る実績報告書の内容審査が十分に行われたとは判断できないものとなっていた。

#### (北消防署)

①備品管理について、次のような不備があった。

ア 両袖机、片袖机、脇机について、現物はあるものの備品台帳に記載していないものがあつた。

イ 片袖机、両袖机、脇机、事務椅子、掃除機、乾燥機について、北消防署に配置されているにもかかわらず、総務課の備品として登録されているものがあつた。

ウ 既に廃棄された備品（65mm ホース、50mm ホース、25mm ホース）について、備品台帳に廃棄の記録をしていないものがあつた。

#### (南消防署)

①備品管理について、次のような不備があつた。

ア 青島出張所に配置されている備品（脇机、移動式カウンター）について、備品台帳

ア 副市長通知に基づき同要綱の見直しを行い、補助対象経費を明確にする。（平成 28 年度内）

イ 事業完了後に各支部から提出されることになる事業実績報告書についての記載要領を指導するとともに、収支決算書の内容審査を十分に行う。（平成 28 年度内）

①

ア 9 月 26 日に備品登録を行い、備品台帳に記載した。

イ 11 月 10 日に備品所管換を行い、備品台帳に記載した。

ウ 備品台帳を確認した上で、11 月 17 日に廃棄の記載をした。

①

ア 9 月 23 日に南消防署の備品台帳に記載した。

に記載していないものがあった。

イ 南部出張所に配置されている備品(食器乾燥機、薬品戸棚)について、備品台帳に記載していないものがあった。

ウ 備品台帳に登載された備品(0Aチェアー、乾燥機、洗濯機、冷蔵庫、マイクロホン等)について、現物が確認できないものがあった。

イ 11月4日に南消防署の備品台帳に記載した。

ウ 現物が確認できなかった備品については、老朽化により廃棄していたことから、11月4日に廃棄の手続きを完了した。

【意見】

(警防課)

①平成27年度消防防災フェスタ in 生目の杜開催事業に係る看板作成業務委託(請負金額:177,120円、履行期間:平成27年10月30日~12月7日)及び会場設営業務(請負金額:382,752円、履行期間:平成27年11月9日~12月7日)の2件の契約について、企画や数量の確定後に同一の3業者から見積書を提出させ、うち同一の1業者と随意契約を締結しており、財務規則第133条に定めのある随意契約によることができる予定価格の要件範囲内での分割発注と推定されるような執行となっていた。看板作成業務と会場設営業務は、一連の業務として、より高い競争性が確保され経費の節減につながることを期待されるような発注を行うことができないか検討されたい。

① 消防防災フェスタの企画を早期に策定し、必要とする業務委託内容(規格や数量)を確定させ、財務規則に基づき、適正に予算執行する。

平成28年11月21日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

